

「鹿屋体育大学学術研究紀要」投稿要領

〔 令和 6 年 5 月 16 日 〕
学 長 裁 定

改正 令和 7 年 3 月 19 日

鹿屋体育大学学術研究紀要（以下「学術紀要」という。）への投稿に当たっては、この要領の定めるところによる。

- 1 学術紀要の論文原稿は随時投稿することができる。
- 2 学術紀要に投稿する者は、区分を指定し、指定のテンプレートで作成した原稿及び確認チェックリストの電子データをオンライン投稿・査読システムにより提出する。
- 3 論文原稿は未発表のものに限る。
- 4 人を対象とした研究はヘルシンキ宣言の理念をふまえ、鹿屋体育大学研究倫理指針に則って行われたものとする。
- 5 実験動物を用いた研究は各施設の動物実験指針に則って行われたものとする。
- 6 個人情報の記載の含まれる論文原稿については被験者のプライバシーに十分配慮し、インフォームドコンセントを得た上で、投稿するものとする。
- 7 人及び動物を対象とした研究については、原則として、事前に倫理審査を受け、承認を得るものとする。
- 8 投稿された全ての論文原稿に関して、法律上及び道義的な責任については、その全てを著者が負うものとする。
- 9 学術紀要に投稿する論文原稿は、以下の区分及び内容とする。

区分	査読の有無	内容
a. 原著論文	あり	オリジナリティーが高く科学論文として完結しているもの
b. 総説論文		それぞれの研究領域において、自己の研究成果も交えて考察を加え、体系的に整理したもの
c. 実践的研究		実践現場からのオリジナリティーの高い指導経験等について考察し、整理したもの
d. 調査・研究資料		それぞれの学問領域の発展に大きく寄与する調査や指導経験等について考察し、整理したもの
e. 研究ノート		それぞれの領域において、自分の研究アイデアを交え、議論すべき題材を見出したもの

f. 学術研究報告		学術研究の成果を報告したもの
g. 推薦論文		交流協定のある大学からの寄稿論文で本学の研究推進に寄与するもの
h. その他		国内外の研究の動向を伝え、本学の研究の推進に益すると考えられる問題提起となるもの
i. 研究集録	なし	学会、研究会及びシンポジウム等の講演抄録、海外研修、国内研修、研究プロジェクト等による報告、書評、特別講演要旨及びパブリケーションリスト

- 10 学術紀要への投稿は、原則として本学教員、研究員及び技術職員に限る。但し、学術研究紀要編集小委員会（以下「小委員会」という。）が必要と認めた場合には、本学の教員以外に寄稿を依頼することができる。筆頭著者は原則として本学教員、研究員及び技術職員とするが、本学教員が指導した研究成果を本学教員と連名により投稿する場合には、大学院生、学部学生及び研究生（以下「学生等」という。）を筆頭著者とするすることができる。
- 11 学術紀要に掲載される論文原稿の著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。
- (1) 学術紀要に掲載された論文原稿の著作権は、鹿屋体育大学に帰属するものとする。
 - (2) 著者は、その投稿文の全部又は一部をそのままの形又は一部改変して他の著作物に転載することができる。ただし、事前に文書で小委員会に届け出るとともに、出典及び著作権者名を転載する著作物に明記しなければならない。
- 12 論文原稿については、別に示す「鹿屋体育大学学術研究紀要論文原稿作成上の注意」に基づき作成する。
- 13 論文原稿は、査読期間を通して内容の改訂や文言修正、誤字脱字等の修正が完了するものとし、「掲載可」となった後の校正段階においては、タイプミスや軽微な誤字脱字以外の修正・変更を加えてはならない。
上記以外の修正等を要する場合は、小委員会の許可を得てから修正・変更を行うこととする。
- 14 論文原稿の著者校正は1校までとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令7. 3. 19）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。